

会計ガバナンスの強化と会計整理の透明性向上について

2024年12月4日

電力広域的運営推進機関 事務局

1. 会計整理変更に至った背景

- 広域機関では、2022年度からの再エネ関連業務等が開始され、兆円単位の多額の資金を扱うこととなった。また、2024年度からは容量市場に係る資金の取り扱いも開始している。
- 2020年11月に公表された『検証WG取りまとめ』でも、広域機関に**ガバナンスの強化と会計の透明性向上**が求められた。
- そこで、2023年度決算から企業会計基準を導入し、更に、2024年度決算から外部会計監査を導入することとした（EY新日本有限責任監査法人と契約済み）。
- これらを踏まえ、**一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従いつつ、各種事業の性格に照らし広域機関の経営成績をより適切に表示する会計整理**とするべく改善検討を重ね、今般、2024年度決算に向けて一部見直しを行うこととした。

2. 会計整理（変更点）のポイント

- 従来より、当機関が扱う多くの受託資金（会費収入による事業以外の、再エネ業務など独立した収支相償業務）については、収入支出の発生や収支管理の枠組みが制度上他律的に決まり本機関には裁量がないことから、受託資金本体（納付金や拠出金収入、交付金交付等）の出入りは損益計算書(PL)や収入支出予算・決算書には反映せず、6つの法定区分経理の下で、「預り納付金」等として個別管理している。
- ただし、それらに係る事務費や支払利息・手数料といった**付帯費用**や、運用利息などの**付帯収入**については、本機関による効率化余地がないとはいえ、**本機関の経営成績を反映する**ともいえ、今後は発生主義に基づき費用／収益認識する（受託資金に係る事務費や人件費と同様の会計処理とする）。
- その際、「預り納付金等」勘定から同額を取り崩し（繰り入れ）、当該勘定で収益（費用）認識するため、**本機関の損益としては中立**となる。
- 上記変更に加え、非化石証書収入や補助金収入など、本機関に裁量はないものの**通常の企業会計で収益計上している費目についてもPL等に計上**する。

2. 会計整理のイメージとその影響

- 本機関に裁量がなく、損益及び予算の対象外としていた非化石証書売却収入等を、会計の更なる透明性向上の観点から**企業会計基準に則った会計整理（PL反映）**に変更。
- 会計整理変更により収益と費用が計上されるため、計上額に見合った収支予算の計上が必要（新たな財源確保を要するものではない）。

○会計整理のイメージ

付帯収入を認識する際は、預り納付金へ同額を繰入れ、費用認識する。

変更前：	現預金 (資産)	●●	／	預り納付金等 (負債)	●●
変更後：	現預金 (資産)	●●	／	その他収入 (収益)	●●
	預り納付金等繰入 (費用)	●●	／	預り納付金等 (負債)	●●

○予算規模の大幅な拡大（イメージ）

変更前（現金移動を伴う取引）

収入予算(150億円)	支出予算
会費収入 預り納付金等取崩収入	支払利息 運営費 租税公課

予算外（預り納付金に係る取引）

再エネ納付金 非化石証書売却収入 減免補助金収入 受取利息	預り納付金等 (負債)	交付金支出
---	-----------------------	-------

変更後

収入予算（360億円） 会費収入 預り納付金等取崩収入	支出予算 支払利息 運営費 租税公課
その他収入 非化石証書売却収入 補助金収入 受取利息	預り納付金等繰入

増加
210億円

以降 前回（第9回運営委員会）資料からの抜粋

- 電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループの取りまとめ（令和2年11月25日）において、**監査法人による会計監査を導入**し、ガバナンスの強化と会計処理の透明性の向上を図っていく必要性が示された。

V. 機能の強化の方向性

※赤線追記

1. ガバナンスの強化

(1) 監査機能の強化

今般の法改正に伴い、今後、電力広域機関に業務が追加され、人員及び事業費（運営費以外の管理資金含む）も大幅に拡大することになる。また、法改正に伴う現行の事業とは異なる分野の事業の追加となるため、監査機能の強化を図る必要がある。

電力広域機関においては、現在、中立性・公平性を確保する観点や効率性を確保する観点から、様々なルールが設けられているが、これが実効性を伴ったものとなっている必要がある。現行制度下においても、系統アクセス業務をはじめとした、中立性・公平性が特に重視される業務については、これを担保するため、監査室による業務監査を行ってきたが、今般追加される業務においてはこれらルールが遵守されているかチェックできる体制整備を十分に行う必要がある。

また、会計監査については、現在、監査室による内部監査と監事による監査を実施しているが、今後、兆単位の会計処理を行うことになることを踏まえ、これに加え、監査法人による会計監査を導入し、ガバナンスの強化と会計処理の透明性の向上を図っていく必要がある。

■ 会計基準の必要性

- ・ 監査法人による会計監査とは、財務諸表が一般に公正妥当と認められる**会計の基準に従って作成されているか**、財務諸表の適正性について意見を表明するもの。
- ・ 本機関は、監査法人による会計監査の根拠となる**会計基準を定めていない**ことから、監査法人による会計監査を導入するにあたっては、会計基準を定める必要がある。

■ 検討対象とする会計基準の絞り込み

- ・ 一般的に、広範囲の利用者のニーズを満たすように策定された会計基準としては、①企業会計基準、②公益法人会計基準、③独立行政法人会計基準、④指定国際会計基準がある。
- ・ 独立行政法人会計基準は、独立行政法人制度を前提とした特殊な会計処理や開示書類が定められていることから検討の対象とはしない。
- ・ 指定国際会計基準は、国際的な財務活動又は事業活動を行う国内会社に適用される基準であることから検討の対象とはしない。
- ・ 以上を踏まえ、**企業会計基準及び公益法人会計基準を検討の対象**とした。

■ 会計基準の選定

本機関では、以下の理由により、**企業会計基準**に準拠することとする。

- ・ 広範囲な利用者にとって受け入れやすい会計基準である。公益性との両立も可能。

区 分	企業会計基準	公益法人 会計基準	特殊法人等 会計処理基準	そ の 他	計
認 可 法 人	10法人	10法人	5法人	2法人	27法人
特 殊 法 人	3法人	—	1法人	1法人	5法人
特 別 法 人	1法人	5法人	1法人	5法人	12法人
計	14法人	15法人	7法人	8法人	44法人

(注)「特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視〈調査結果に基づく勧告〉」
(平成25年12月・総務省行政評価局)の「図表Ⅱ-2-10事業報告書等(附属明細書を除く)に関する
作成・公開状況」を本機関で集計。

- ・ 作成する書類が現行体系に近い。

区 分	財 務 諸 表 の 内 訳				
現行体系	貸借対照表	損益計算書		重要な会計 方針、注記	財産目録
企業会計基準	貸借対照表	損益計算書	資本等変動 計算書※1	重要な会計 方針、注記	財産目録 附属明細書※1
公益法人会計基準	貸借対照表	正味財産増 減計算書※2		重要な会計 方針、注記	財産目録

※1 電気事業法で作成及び提出が求められていない中、作成しなくても外部監査上特段問題ないことを確認済。

※2 電気事業法で作成及び提出が求められている損益計算書と異なる。

- 監査法人による会計監査は、2024年度決算からの導入に向けて、外部の知見も活用しつつ計画的に準備を進めている。
- 本機関としては、監査法人による会計監査の導入を通じて「会計処理の透明性の向上」ひいては「ガバナンスの強化」を図ることが目標である。
- そのため、日々の業務手続や会計処理の実務に確実に定着させ、本機関の更なる運営強化につなげていきたい。